

過労死等を防止するための労務管理

～過重労働による健康障害防止対策のすすめ方～

(一社) 三田労働基準協会 (幹事)

(一社) 新宿労働基準協会他

過労死等を防止するためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における健康管理体制の整備、健康診断の実施等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。

また、やむを得ず長時間にわたる時間外、休日労働を行わせた労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。具体的な事例を織り交ぜながら元労働基準監督官の講師が解説します。

記

- 1 日 時 2026年10月6日(火) 13:30～16:30 (開場・受付は13:00～)
- 2 会 場 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル (裏面案内図参照)
- 3 講 師 中山 篤 氏 (社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、元労働基準監督署長)
- 4 内 容
 - ① 時間外・休日労働の削減 (36協定、時間外労働の上限規制、労働時間の適正把握ほか)
 - ② 年次有給休暇の取得促進 (時季指定、計画付与ほか)
 - ③ 労働時間等の設定改善 (勤務間インターバル制度ほか)
 - ④ 健康管理体制の整備 (産業医、衛生管理者・衛生推進者の選任・職務、衛生委員会ほか)
 - ⑤ 医師による面接指導 (面接指導、面接指導に準ずる措置、事後措置ほか)
 - ⑥ メンタルヘルス (ストレスチェックほか)
 - ⑦ 健康診断 (実施、事後措置の対応ほか)
 - ⑧ その他 (個人事業者の安全衛生管理、ストレスチェック制度の改正等労働安全衛生法の改正など)
- 5 受講料 会員 5,500円 会員以外の方 7,700円 (消費税・資料代含む)
- 6 定 員 30名
- 7 申込方法等

- ① 受講申込：裏面「申込書」により、新宿労働基準協会あて Fax 03-3366-8865 してください。
- ② 申込受付と受講料振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後9月29日(火)までに次の銀行口座にお振込みください (振込手数料はご負担願います)。

・銀行名：三菱UFJ銀行 大久保支店 ・口座番号：普通預金 3991676
・口座名義：(社) 新宿労働基準協会 ◆振込人名の前に講習会月日をお付けください
◆法人の種類 (カブシキガイシャ等) は、記入せずに会社名を記入してください
(例 1006シンジユクロウドウ・・・等 イツパンシャダンハウジンは不要です)

- ③ 受講の取消：9月29日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします (振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。
 - ④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提示ください。
- 8 問い合わせ先(一社)新宿労働基準協会 新宿区西新宿 7-5-20 新宿旭ビルA-205

電話：03-3366-4737

*この講習は三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋の各労働基準協会の共催で開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

